

# 農業用廃プラスチックの 不法投棄は違法です

R6. 12

農家のみなさまへ

農業用廃プラスチックは、定められた方法、場所で適正に処理するよう定められていますので、下記の搬入について確認し、正しく処理して下さい。

注※野焼きや無許可の埋め立ては違法行為となり罰則が科せられます。

①搬入場所：久米島町リサイクルセンター

②持ち込めるもの：農業用廃ビニール

※土砂、金具類、木片などの異物は取り除くこと。

農業用廃ポリ

※マルチ、肥料袋、農薬容器(ビンは不可)、育苗ポットなど

③搬入日/受付時間：

**毎週月曜日 午前8時30分から午後4時30分まで**

**(月曜日が祝日・振替休日の場合は、翌平日)**

④搬入方法

下記事項を確認のうえ搬入すること。適正な搬入方法でない場合、受け入れできない場合がある。

- ・牧草用ラップフィルム
- ・ハウス用ビニール
- ・マルチ類
- ・防風ネット、寒冷紗



ぐるぐる巻きに束ねること。

ビニール・マルチ・シート類等は2メートル四方以内に  
裁断かつ束ねること。

- ・肥料袋は袋のみ束ねて下さい。(袋詰めはしない)
- ・農薬容器は中身が空の状態とする。

⑤搬入料金（農家負担額）

1Kgあたり50円 (10kg以下であれば500円)

搬入時にリサイクルセンターで支払い

■お問い合わせ先■

久米島町農業用廃プラスチック処理対策協議会

事務局 久米島町産業振興課 営農班 TEL098-985-7134